

—兵庫県・空の日記念イベント—
コウノトリ但馬空港フェスティバル'10



[日時] **7/24(土)・25(日) 9:30~16:00**
 ※熱気球係留体験フライトは7:30~9:30
 [会場] コウノトリ但馬空港(入場・駐車料 無料)

お待たせしました！今年もコウノトリ但馬空港フェスティバルを開催します。
 16回目を迎える今回も、小型航空機によるエアロバティックを中心としたエアショーをはじめ、各種航空機材によるデモフライトが皆さんを楽しませます。

また、熱気球係留体験フライトや紙飛行機教室など、参加体験型のイベントやステージイベントも実施しますので、夏休みの思い出に、ぜひ、誘い合わせてお越しください。

わしも、どこかに登場するぞ！



主なイベント内容
 (終日開催)

スカイイベント

※「出演者名(機種名)」で記載しています。

■エアロバティック(曲技飛行)

・ディープブルース(エクス
 トラ300S)

・奥貫 博さん(エアロスバル)

■デモフライト(展示飛行)

・スーパードウイングス(エア
 ロスバル4機)

・但馬飛行クラブ(ボナンザ)

・ヒラタ学園(シーラス)

・ジャブコン(ワコー)

・UP JAPAN(モーター
 パラグライダー)

・陸上自衛隊(ヘリコプター)

(25日のみ) など

体験イベント

・セスナ機遊覧飛行(有料)

・ハンググライダーシミュ
 レーション(無料)

・熱気球係留体験フライト
 (無料・午前7時30分~9
 時30分)



▲熱気球係留体験フライト

ステージイベント

・キヤラクターショー&写真
 撮影会(24日は「天装戦隊ゴ
 セイジャーショー」、25日は
 「それいけ！アンパンマン
 ショー」を開催)
 ・パフォーマンズショー
 ・郷土芸能
 ・各種音楽の演奏 など

地上イベント

・紙飛行機工作教室
 ・プレイランド(大遊具)
 ・西側エプロン開放(演技に
 使用した機体や各種航空機
 材を一般公開)



▲西側エプロン開放

**「但馬グルメまつり」を
 同時開催**

・但馬の特産品の展示即売
 ・うまいものコーナー など
 ※イベントは、当日の天候状
 況などにより予告なく、一
 部または全部を中止・変更
 する場合があります。

《問合せ》コウノトリ但馬空
 港フェスティバル実行委員
 会(観光課内)

☎23-1401

ホームページアドレス

<http://www.tajima.or.jp/taf/>

市税の徴収体制を強化 — 県の市税整理回収チームの派遣を受け入れました

7月1日、市は、兵庫県職員で組織された「個人住民税等整理回収チーム」の派遣を受け入れ、市役所市長室で辞令交付式を行いました。

辞令を受けたのは3人で、長年税務を担当してきた精鋭ぞろいです。来年3月までの間、ローテーションを組んで、豊岡市をはじめ但馬・丹波地域の4市町に入り、市町の税務課職員とともに市税などの滞納金の徴収に当たります。市では、特に、7月～9月と1月～3月を「税収確保重点期間」と位置付け、徴収の取組みを強化しています。



▲中貝市長から辞令を受ける県職員

市が同チームの派遣を受け入れるのは、平成20年度に続き2回目で、その取組みの成果に期待を寄せています。

チームリーダーで個人住民税特別対策官の佐野武志さんは「豊岡市は、搜索・グレイゾーン金利への対応など、県内でも高いレベルの取組みをされているが、当チームの派遣により取組みの幅をさらに広げられるよう、滞納整理促進の支援に精一杯頑張りたい」と意気込みを話しました。

税収確保の取組成果

市では、景気の低迷などの影響を受けて税収が落ち込む中、税の公平性と自主財源の確保を図るため、滞納者に対し、差押えなどの滞納処分を強化してきました。

■税収確保の取組内容

- ・平成18年度から、差押えた動産、自動車のインターネット公売を実施しています。
- ・多重債務が原因で滞納して

いる方に対し、くらしの相談室と連携して過払金の返還請求を進め、滞納者の生活再建と税の滞納解消を図りました。

平成21年度は、7月～9月、1月～3月を税収確保重点期間として取り組みました。

■過去4年の滞納処分(差押)件数(単位:件)

年度	18	19	20	21	計
件数	212	261	385	422	1,280

■インターネット公売実績(単位:件、千円)

年度	18	19	20	21	計
件数	93	216	148	113	570
金額	3,241	3,702	2,860	3,970	13,773

■多重債務相談による過払金返還実績

平成20・21年度に、多重債務の相談を受けた方の中で過払い金返還を受けた方は165人、返還金総額は約3億3千7百万円、そのうち約9千万円が滞納税に充当されました。

《問合せ》税務課収税係

☎ 23-11118

8月から

父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭の自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになりました。

▽**児童扶養手当** 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育成する家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るために支給されます。

▽**父子家庭の支給要件** 次のいずれかに該当する子どもで、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしていること(ただし、所得制限があります)

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・母が死亡した子ども
- ・母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ・母の生死が明らかでない子ども
- ・その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、



母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

▽**手当額(月額)** 受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決まります。

・児童1人の場合 全部支給41,720円、一部支給41,710円～9,850円

・児童2人以上の加算額 2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円

▽**受付期間** 8月1日～7月31日まで(すでに支給要件に該当している方は、11月30日までに申請すれば「8月分」から支給されます。

・8月1日～11月30日に支給要件に該当した方は11月30日までに申請すれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

・11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給となります。

《問合せ》社会福祉課生活援護係 ☎ 24-7031